

宮城県医療費適正化計画策定懇話会開催要綱

(目的)

第1 高齢者の医療の確保に関する法律第9条第1項の規定に基づく新たな医療費適正化計画の策定に向けて、当該計画案に対する学識経験者、医療関係者及び医療を受ける立場にある者等の意見の聴取を行うため、宮城県医療費適正化計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

(構成等)

第2 懇話会は、16人以内で知事が別に定める者（以下「構成員」という。）の出席をもって開催する。

2 懇話会に座長及び副座長を置き、それぞれ構成員の互選によりこれを選任する。

3 座長に事故あるとき、又は欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

(会議等)

第3 懇話会は、知事が招集する。

2 知事は、必要があると認めるときは、懇話会に構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第4 懇話会の庶務は、宮城県保健福祉部医療整備課において処理する。

(委任)

第5 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成24年8月22日から施行する。

2 この要綱は、平成25年3月31日限りで、その効力を失う。